

2018年12月21日

手続諮問委員会について

一般社団法人日本商事仲裁協会

当協会では、仲裁・調停の手続上、特に慎重な判断を要する事項について外部の専門家から意見を聴取するため、手続諮問委員会を設置しています。本委員会を構成する委員は、次のとおりです。

手続諮問委員会委員名簿

委員長	山本 和彦	一橋大学教授
委員	垣内 秀介	東京大学教授
委員	日下部 真治	弁護士
委員	手塚 裕之	弁護士
委員	中野 俊一郎	神戸大学教授
委員	ダグラス・K・フリーマン	弁護士

(50音順、敬称略)

2019年1月1日より、3つの規則（「UNCITRAL 仲裁管理規則」、「商事仲裁規則」及び「インタラクティブ仲裁規則」）が改正・施行されることに伴い、手続諮問委員会規程を以下のとおり改正し、同日施行いたします。

手続諮問委員会規則

2019年1月1日改正・施行
一般社団法人日本商事仲裁協会

第1条 目的

一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」という）が、特に慎重な判断を要すると考える仲裁および調停手続上の事項につき外部の法律専門家から意見を聴取することを目的として、手続諮問委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第 2 条 委員会の業務

委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) UNCITRAL 仲裁規則及び UNCITRAL 仲裁管理規則に係る事項
- (2) 商事仲裁規則に係る事項
- (3) インタラクティブ仲裁規則に係る事項
- (4) 国際商事調停規則および調停費用規程に係る事項
- (5) その他 JCAA が諮問を必要とする仲裁または調停手続に係る事項

第 3 条 JCAA による諮問

JCAA は、以下の場合、判断の適正を期するため、委員会に対し諮問し、その意見を聴取した上で決定する。

- (1) UNCITRAL 仲裁規則第 12 条第 3 項に基づき仲裁人の忌避の申立てについて決定する場合
- (2) UNCITRAL 仲裁規則第 13 条第 4 項に基づき仲裁人の忌避の申立てについて決定する場合
- (3) 商事仲裁規則第 25 条第 6 項に基づき仲裁人の選任を確認しない決定をする場合
- (4) 商事仲裁規則第 34 条第 5 項に基づき仲裁人の忌避の申立てについて決定する場合
- (5) 商事仲裁規則第 35 条に基づく仲裁人の解任について決定する場合
- (6) 商事仲裁規則第 37 条に定める審理終結後に仲裁人が欠けた場合の仲裁手続の続行の当否についての決定する場合
- (7) インタラクティブ仲裁規則第 25 条第 6 項に基づき仲裁人の選任を確認しない決定をする場合
- (8) インタラクティブ仲裁規則第 34 条第 5 項に基づき仲裁人の忌避の申立てについて決定する場合
- (9) インタラクティブ仲裁規則第 35 条に基づく仲裁人の解任について決定する場合
- (10) インタラクティブ仲裁規則第 37 条に定める審理終結後に仲裁人が欠けた場合の仲裁手続の続行の当否についての決定

第 4 条 委員会の組織

- (1) 委員会は、委員 6 名以上で組織する。
- (2) 委員会に、委員長 1 名を置く。
- (3) 委員長は、JCAA が任命する。
- (4) 委員長は、会議を主宰する。
- (5) JCAA は、委員長がその職務を行えないときは、委員長代行を任命する。

第 5 条 委員の委嘱

委員は、仲裁および調停について専門的知識経験を有する者の中から、JCAA が委嘱する。

第 6 条 委員の任期

- (1) 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任することができる。

第 7 条 臨時委員の選任

- (1) JCAA は、諮問事項に関する委員の利害関係等を考慮して、必要と認めるときは、特定の諮問事項に関し臨時委員を選任することができる。
- (2) 臨時委員は、JCAA が諮問した特定の事項について委員会の委員となり、当該事項の審議終了によりその任務は終了する。

第 8 条 審議の方法

- (1) 審議は会議による。ただし、緊急の場合は委員長判断により他の方法によることができる。
- (2) 会議は、原則として委員 3 名以上が出席して行う。
- (3) 委員は、独立の立場で意見を述べる。
- (4) 諮問事項に関し利害関係のある委員は会議に参加しない。
- (5) 会議は、テレビ会議その他委員長が適切と考える方法で行うことができる。
- (6) 協会は第 3 条（JCAA による諮問）により JCAA が諮問する事項以外の事項について、1 人又は複数の委員に対し、個別に意見を求めることができる。

第 9 条 守秘義務

委員（臨時委員を含む）又は委員であった者は、諮問事項に関する事実又は審議を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

第 10 条 その他

- (1) 委員に対しては、出席に応じて JCAA の規程に従い謝金を支払う。
- (2) 本規程および委員名簿は、JCAA のウェブサイトで公表する。